

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和元年6月14日（令和元年（行情）諮問第92号）

答申日：令和2年1月15日（令和元年度（行情）答申第431号）

事件名：「国連軍艦船（平成19年～平成24年）」の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる20文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月18日付け情報公開第02147号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）不開示部分の特定を求める。

「理由1以外の不開示部分」といった表現は、不開示部分の特定に値せず。改めて不開示部分の箇所が特定できるよう表現を改めるべきである。

##### （2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

処分庁は、平成30年7月3日付けで受理した審査請求人からの開示請求「国連軍艦船（平成19年～平成24年）」に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分の決定として1件の文書を特定し、部分開示とする決定を行い（平成30年9月18日付け情報公開第01080号）、さらに、最終決定として20件の文書を特定し、その全てを部分開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成31年3月1日付けで一部に対する

不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙記載の20件である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書2～21のうち、理由2, 3, 4(下記イ, ウ及びエに相当)

以外の不開示部分については、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・検討の内容に関する記述や他国から提供された情報及びそれを示唆する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

イ 文書2(17頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 31頁目下から1～2行目, 34頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 49頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス), 3(16頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 22頁目9行目, 23頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 24頁目11行目), 4(1頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 9頁目9行目, 20頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 27頁目9行目), 5(1頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 4頁目9行目, 14頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 27頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 30頁目9行目, 33頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 37頁目9行目, 47頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 49頁目9行目, 69頁目の各9行目), 6(5頁目のTEL, FAX番号及びe-mailアドレス, 6頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 8頁目下から3箇所目の不開示部分, 9頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 12頁目外務省Tel, Fax番号及びEメールアドレス, 19及び20頁目外務省Tel及びFax番号, 28～31頁目の各下から3箇所目の不開示部分), 7(3頁目TEL, FAX番号及びe-mailアドレス, 5頁目外務省Tel及びFax番号, 8頁目外務省Tel及びFax番号, 14頁目下から2箇所目の不開示部分), 8(11頁目TEL, FAX番号及びe-mailアドレス, 20頁目下から3箇所目の不開示部分), 11(4頁目外務省Tel及びFax番号), 12(12頁目外務省Tel及びFax番号), 13(7頁目TEL, FAX番号及びe-mailアドレス),

14（3頁目外務省T e l及びF a x番号）、15（4頁目外務省T e l及びF a x番号、13頁目外務省T e l及びF a x番号、14頁目下から3箇所目の不開示部分、27頁目T e l及びF a x番号、28頁目下から3箇所目の不開示部分）、16（7頁目外務省T e l及びF a x番号、23頁目下から2箇所目の不開示部分、24頁目外務省T e l及びF a x番号）、17（5頁目外務省T e l及びF a x番号、7頁目下から3箇所目の不開示部分、32頁目下から2箇所目、33頁目外務省T e l及びF a x番号、35頁目T E L、F A X番号及びe－m a i lアドレス）、18（11頁目外務省T e l及びF a x番号、13頁目外務省T e l及びF a x番号）、19（13頁目外務省T e l及びF a x番号）、20（24頁目外務省T e l及びF a x番号）、21（13頁目外務省T e l及びF a x番号）については、外務省及び関係省庁の非公表の連絡先であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

ウ 文書3（22頁目4～7行目、24頁目6～9行目）、4（9頁目4～7行目、27頁目4～7行目）、5（4頁目4～7行目、30頁目4～7行目、37頁目4～7行目、49頁4～7行目、69頁目4～7行目）、6（8頁目最上部F A X番号及び下から5箇所目の不開示部分、28～31頁目のそれぞれの最上部F A X番号及び下から5箇所目の不開示部分）、7（14頁目最上部F A X番号及び下から5箇所目の不開示部分）、8（20頁目最上部F A X番号及び下から6箇所目の不開示部分）、15（14頁目最上部左側の不開示部分及び下から6箇所目の不開示部分、28頁目最上部左側の不開示部分及び下から6箇所目の不開示部分）、16（23頁目最上部F A X番号及び下から5箇所目の不開示部分）、17（7頁目最上部F A X番号及び下から6箇所目の不開示部分、32頁目最上部F A X番号及び下から5箇所目の不開示部分）、21（20頁目最上部左側の不開示部分）については、外国政府機関職員の非公表の連絡先であり、公にすることにより、外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

エ 文書2（58頁目総番号、発受信時刻、パターンコード）については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、「『理由1以外の不開示部分』といった表現は、不開示部分の特定に値せず。改めて不開示部分の箇所が特定できるよう表現を改めるべきである。」等主張するが、原処分において不開示とした部分は開示決定等通知書により具体的に特定することができるものであり、当該通知書の記載に不備はない。また、審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを求めているが、処分庁において本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記(3)のとおり、同条各号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

#### (5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

#### 2 補充理由説明書

文書2の31頁目下から2行目及び1行目、文書6の5頁目下から8行目、文書7の3頁目下から8行目、文書8の11頁目下から8行目、文書13の7頁目下から7行目並びに文書17の35頁目下から6行目に掲げる部分については、法5条6号に該当するとして不開示としたが、当該部分は、これを公にした場合、国連軍所属の軍艦船等の本邦入出国に係る政府部内における具体的な対応ぶりが明らかとなり、国連軍との各種協力や国連軍の運用自体に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ又は関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、また、国連軍所属の軍艦船等の本邦入出国への対応に係る種々の調整につき、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、同条3号及び5号の不開示理由を追加する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年11月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和2年1月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる20文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、上記第3の2に係る不開示理由を追加した上で、本件対象文書の一部が法5条3号、5

号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分

当該部分には、外務省の非公表の電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### (2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分

当該部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分

当該部分には、外国政府機関等職員の非公表の連絡先が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

### (4) 上記(1)ないし(3)以外の不開示部分

当該部分には、外国政府機関等から提供された国連軍所属の特定国の軍艦船及び同乗組員の本邦入出国に係る詳細及び同入出国に対する我が国政府部内の対応等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、これを公にすることにより、国連軍所属の軍艦船等の本邦入出国に係る詳細な情報及び当該入出国に対する政府部内における具体的な対応ぶりが明らかとなる。その結果、国連軍の活動を阻害しようとする相手方をして、各種の対抗・妨害措置を講ずることを可能ならしめるなど、国連軍との各種協力や国連軍の運用

自体に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ又は関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、また、国連軍所属の軍艦船等の本邦入出国への対応に係る種々の調整につき、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当することから不開示とした。

イ 上記部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、国連軍所属軍艦船等の本邦入出国に係る詳細な情報及び当該入出国に対する政府部内における具体的な対応ぶりが明らかとなり、その結果、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び国の安全が害されるおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

よって、当該部分は、これを公にすることにより国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 一方、別表2に掲げる部分については、原処分で既に開示されている部分と同旨の若しくは同部分から容易に推測できる内容が記載されていること、又は、日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定4条3項において、国際連合の軍隊によって、同軍隊のために若しくは同軍隊の管理の下に運航される船舶が日本国の港に入る場合には、日本国の当局に適当な通告をしなければならないと規定されていること等から容易に推測できる内容が記載されていることが認められる。

よって、当該部分は、これを公にしても、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ若しくは他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、また、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、

別表 2 に掲げる部分は、同条 3 号及び 5 号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

### 本件対象文書

- 文書 2 国連軍所属軍艦船及び同乗組員の本邦入出国について（北米地合第 404号），ほか
- 文書 3 国連軍所属軍艦船及び同乗組員の本邦入出国について（北米地合第 708号），ほか
- 文書 4 軍所属国連軍艦及び同乗組員の入出国について（追加情報）（平成 22年5月19日），ほか
- 文書 5 軍所属国連軍艦及び同乗組員の入国について（追加情報）（平成 22年5月28日），ほか
- 文書 6 Fax Cover Sheet（平成 21年4月24日），ほか
- 文書 7 Fax Cover Sheet（平成 21年3月19日），ほか
- 文書 8 国連軍所属軍艦の本邦入出国について（北米地合第 147号），ほか
- 文書 9 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（変更）（北米地合第 1022号）
- 文書 10 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（北米地合第 1009号）
- 文書 11 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（期間延長）（北米地合第 1002号），ほか
- 文書 12 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（北米地合第 952号），ほか
- 文書 13 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（北米地合第 902号），ほか
- 文書 14 国連軍所属軍艦及び同乗組員出入国について（平成 20年5月15日），ほか
- 文書 15 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（追加）（北米地合第 491号），ほか
- 文書 16 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（寄港中止）（北米地合第 414号），ほか
- 文書 17 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（変更）（北米地合第 301号），ほか
- 文書 18 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（北米地合第 1352号），ほか
- 文書 19 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について（北米地合第 1210号），ほか
- 文書 20 国連軍所属軍艦及び同乗組員の出入国について（北米地合第 12

28号), ほか

文書21 国連軍所属軍艦及び同乗組員の本邦出入国について(北米地合第1244号), ほか

※ 文書番号は, 原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

別表 1

番号	文書番号	頁	不開示部分
1	文書 2	1 7 枚目, 3 4 枚目及び 4 9 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
	文書 3	1 6 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		2 2 枚目	9 行目
		2 3 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		2 4 枚目	1 1 行目
	文書 4	1 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		9 枚目	9 行目
		2 0 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		2 7 枚目	9 行目
	文書 5	1 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		4 枚目	9 行目
		1 4 枚目	下から 3 行目ないし 1 行目
		2 7 枚目	手書き箇所を除いた下から 2 行目及び 1 行目
		3 0 枚目	9 行目
		3 3 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		3 7 枚目	9 行目
		4 7 枚目	下から 2 行目及び 1 行目
		4 9 枚目及び 6 9 枚目	9 行目
	文書 6	5 枚目	下から 1 3 行目
		6 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		8 枚目	下から 3 箇所目
		9 枚目, 1 2 枚目及び 1 9 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		2 0 枚目	手書き箇所を除いた下から 3 行目及び 2 行目
		2 8 枚目ないし 3 1 枚目	下から 3 箇所目
	文書 7	3 枚目	手書き箇所を除いた下から 1 3 行目
		5 枚目及び 8 枚目	手書き箇所を除いた下から 3 行目及び 2 行目

		1 4 枚目	下から 2 箇所目
	文書 8	1 1 枚目	下から 1 3 行目
		2 0 枚目	下から 3 箇所目
	文書 1 1	4 枚目	手書き箇所を除いた下から 3 行目 及び 2 行目
	文書 1 2	1 2 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 1 3	7 枚目	下から 1 2 行目
	文書 1 4	3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 1 5	4 枚目及び 1 3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		1 4 枚目	下から 6 行目
		2 7 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		2 8 枚目	下から 3 箇所目
	文書 1 6	7 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		2 3 枚目	下から 2 箇所目
		2 4 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 1 7	5 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		7 枚目	下から 3 箇所目
		3 2 枚目	下から 2 箇所目
		3 3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
		3 5 枚目	下から 1 1 行目
	文書 1 8	1 1 枚目及び 1 3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 1 9	1 3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 2 0	2 4 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
	文書 2 1	1 3 枚目	下から 3 行目及び 2 行目
2	文書 2	5 8 枚目	総番号, 発受信時刻及びパターン コード
3	文書 3	2 2 枚目	4 行目ないし 7 行目
		2 4 枚目	6 行目ないし 9 行目
	文書 4	9 枚目及び 2 7 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 5	4 枚目, 3 0 枚目, 3 7 枚目, 4 9 枚目 及び 6 9 枚目	4 行目ないし 7 行目
	文書 6	8 枚目及び 2 8 枚	最上部 F A X 番号及び下から 5 箇

		目ないし 3 1 枚目	所目
文書 7		1 4 枚目	最上部 F A X 番号及び下から 5 箇所目
文書 8		2 0 枚目	最上部 F A X 番号及び下から 6 箇所目
文書 1 5		1 4 枚目	最上部左側及び下から 1 2 行目ないし 9 行目
		2 8 枚目	最上部左側及び下から 6 箇所目
文書 1 6		2 3 枚目	最上部 F A X 番号及び下から 5 箇所目
文書 1 7		7 枚目	最上部 F A X 番号及び下から 6 箇所目
		3 2 枚目	最上部 F A X 番号及び下から 5 箇所目
文書 2 1		2 0 枚目	最上部左側

別表 2

文書番号	開示頁	開示すべき部分
文書 2	1 枚目	「協議先」欄の「艦名：」と記載の行の 4 文字目 ないし 8 文字目及び 1 1 文字目以降
	2 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 6 文字 目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 5 文字目ないし 4 文字目, 7 行目 2 文字目以降 並びに 8 行目
	3 枚目	手書き箇所を除いた 7 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 8 文字目を除 く), 8 行目 (6 文字目ないし 9 文字目を除く) 及び 9 行目
	1 1 枚目	7 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字 目ないし 2 8 文字目を除く), 8 行目 (6 文字目 ないし 9 文字目を除く) 及び 9 行目
	1 7 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 2 文字目を除 く) 及び 1 4 行目
	2 0 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目な いし 1 7 文字目並びに右から 1 4 文字目ないし 3 文字目, 7 行目並びに 8 行目
	2 1 枚目	6 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字 目ないし 2 4 文字目を除く), 7 行目 (6 文字目 及び 7 文字目を除く) 及び 8 行目
	3 4 枚目	1 3 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文 字目ないし 2 3 文字目を除く) 及び 1 4 行目
	4 9 枚目	1 3 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文 字目ないし 2 3 文字目を除く) 及び 1 4 行目
文書 3	2 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 6 文字 目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 4 文字目ないし 3 文字目及び 1 文字目, 7 行目 並びに 8 行目
	3 枚目	6 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字 目ないし 2 9 文字目を除く), 7 行目 (6 文字目 を除く) 及び 8 行目
	9 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 (7 文字目ないし 1 4

		文字目及び18文字目ないし29文字目を除く), 7行目(6文字目を除く)及び8行目
	16枚目	13行目(8文字目ないし15文字目及び18文字目ないし24文字目を除く)及び14行目
	23枚目	13行目5文字目ないし7文字目, 16文字目, 17文字目及び25文字目以降, 14行目1文字目ないし9文字目並びに15行目13文字目以降
文書4	1枚目	13行目9文字目以降, 14行目1文字目ないし3文字目及び右から14文字目ないし1文字目, 15行目1文字目ないし3文字目及び12文字目ないし18文字目並びに右から15文字目以降並びに16行目
	20枚目	13行目9文字目以降, 14行目, 15行目(7文字目ないし14文字目及び17文字目ないし30文字目を除く)及び16行目
	30枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から14文字目ないし3文字目, 7行目並びに8行目
文書5	1枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし13文字目及び16文字目ないし23文字目, 14行目8文字目ないし10文字目及び16文字目ないし21文字目並びに右から10文字目ないし1文字目, 15行目(18文字目ないし22文字目を除く)並びに16行目
	14枚目	13行目1文字目ないし14文字目及び17文字目ないし24文字目, 14行目8文字目ないし10文字目及び16文字目ないし21文字目並びに右から10文字目以降, 15行目(13文字目ないし17文字目を除く)並びに16行目1文字目ないし13文字目
	27枚目	手書き箇所を除いた13行目(8文字目ないし15文字目及び18文字目ないし24文字目を除く)及び14行目
	32枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし13文字目及び16文字目ないし23文字目, 14行目23文字目ないし25文字目及び28文字目以降, 15行目(6文字目ないし10文字目を除

		く) 並びに 1 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目
	4 7 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目及び 2 6 文字目ないし 3 3 文字目, 1 4 行目右から 2 3 文字目ないし 1 4 文字目及び 7 文字目以降並びに 1 5 行目 1 文字目及び 1 0 文字目ないし 3 2 文字目
	5 4 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 5 文字目ないし 4 文字目及び 1 文字目, 7 行目並びに 8 行目
	5 5 枚目	6 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 8 文字目を除く), 7 行目 (1 1 文字目及び 1 2 文字目を除く) 及び 8 行目
文書 6	6 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 4 文字目ないし 2 2 文字目並びに右から 5 文字目及び 4 文字目並びに 1 4 行目 5 文字目以降
	9 枚目	1 3 行目 1 文字目, 2 文字目及び 6 文字目ないし 2 4 文字目並びに右から 3 文字目及び 2 文字目並びに 1 4 行目 5 文字目以降 (手書き箇所を除く)
	1 2 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 (右から 7 文字目ないし 5 文字目を除く), 1 4 行目 (1 6 文字目ないし 2 3 文字目及び右から 1 1 文字目ないし 5 文字目を除く) 及び 1 5 行目
	1 9 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 (右から 1 7 文字目ないし 1 5 文字目を除く), 1 4 行目 (6 文字目ないし 1 3 文字目及び 1 6 文字目ないし 2 1 文字目を除く) 及び 1 5 行目
	2 0 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目を除く) 及び 1 4 行目
	2 2 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 9 文字目ないし 3 文字目, 7 行目 2 文字目以降並びに 8 行目
	2 3 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目, 8 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目及び 1 7 文字目以降並びに 9 行目

文書 7	5 枚目	手書き箇所を除いた 1 3 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目及び右から 1 0 文字目ないし 3 文字目, 1 4 行目 7 文字目以降並びに 1 5 行目
	8 枚目	1 3 行目 (4 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 4 文字目を除く) 及び 1 4 行目
	1 6 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 0 文字目ないし 4 文字目, 7 行目 2 文字目以降並びに 8 行目
	1 7 枚目	7 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 8 文字目を除く), 8 行目 (6 文字目ないし 9 文字目を除く) 及び 9 行目
文書 8	2 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 文字目, 7 行目 (1 2 文字目ないし 1 4 文字目を除く) 並びに 8 行目
	3 枚目	7 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目, 8 行目 7 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 2 文字目以降並びに 9 行目
文書 9	2 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目, 2 8 文字目及び 2 9 文字目, 7 行目 4 文字目ないし 1 5 文字目及び 1 8 文字目ないし 3 4 文字目並びに 8 行目
	3 枚目	8 行目 (4 文字目ないし 1 1 文字目及び 1 4 文字目ないし 2 5 文字目を除く), 9 行目 (6 文字目及び 7 文字目並びに右から 7 文字目ないし 3 文字目を除く) 及び 1 0 行目
文書 1 0	2 枚目	手書き箇所を除いた 6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 4 文字目ないし 3 文字目, 7 行目並びに 8 行目
	3 枚目	6 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 9 文字目を除く), 7 行目 (1 1 文字目及び 1 2 文字目を除く) 及び 8 行目
文書 1 1	2 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 4 文字目ないし 3 文字目, 7 行目並びに 8 行目
	3 枚目	7 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 4 文字目を除く), 8 行目 (6 文字目

		及び7文字目を除く)及び9行目
	4枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし3文字目, 10文字目ないし19文字目及び22文字目ないし30文字目, 14行目12文字目ないし19文字目及び右から9文字目以降, 15行目並びに16行目
文書12	3枚目	6行目1文字目ないし6文字目, 15文字目ないし17文字目及び右から14文字目ないし3文字目, 7行目並びに8行目
	4枚目	7行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし24文字目を除く), 8行目(6文字目及び7文字目を除く)及び9行目
	12枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし3文字目, 10文字目ないし19文字目及び22文字目ないし30文字目, 14行目12文字目ないし19文字目及び右から9文字目以降, 15行目並びに16行目
文書13	2枚目	6行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし24文字目を除く), 7行目(6文字目ないし9文字目を除く)及び8行目
	4枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から14文字目ないし3文字目, 7行目3文字目以降並びに8行目
文書14	3枚目	13行目1文字目ないし3文字目, 10文字目ないし19文字目及び23文字目ないし31文字目, 14行目6文字目ないし13文字目及び右から15文字目以降並びに15行目
文書15	2枚目	6行目(右から9文字目ないし7文字目を除く), 7行目1文字目ないし19文字目並びに右から12文字目ないし10文字目, 2文字目及び1文字目, 8行目1文字目ないし5文字目及び20文字目ないし27文字目並びに10行目
	3枚目	7行目(右から2文字目及び1文字目を除く), 8行目2文字目ないし26文字目, 9行目3文字目ないし5文字目及び13文字目ないし19文字目, 10行目2文字目ないし9文字目, 11行目右から4文字目以降並びに12行目

	4 枚目	1 4 行目右から1 7 文字目ないし9 文字目及び5 文字目以降, 1 5 行目1 文字目ないし1 1 文字目及び2 0 文字目ないし2 2 文字目, 1 6 行目2 0 文字目以降並びに1 7 行目
	1 3 枚目	1 3 行目右から1 7 文字目ない9 文字目及び5 文字目以降, 1 4 行目(1 2 文字目ないし1 9 文字目及び2 2 文字目ないし2 9 文字目を除く), 1 5 行目並びに1 6 行目
	1 6 枚目	6 行目1 文字目ないし6 文字目及び1 5 文字目ないし1 7 文字目並びに右から1 5 文字目ないし4 文字目, 7 行目並びに8 行目
	1 8 枚目	7 行目(7 文字目ないし1 4 文字目及び1 8 文字目ないし2 3 文字目を除く), 8 行目(5 文字目ないし7 文字を除く)及び9 行目
	2 7 枚目	1 3 行目1 文字目ないし3 文字目, 1 0 文字目ないし1 9 文字目及び2 3 文字目ないし3 1 文字目, 1 4 行目1 4 文字目ないし2 1 文字目及び右から7 文字目以降, 1 5 行目並びに1 6 行目
文書1 6	3 枚目	6 行目(右から9 文字目ないし6 文字目を除く), 7 行目(右から1 9 文字目ないし1 2 文字目及び8 文字目ないし3 文字目を除く)及び8 行目
	5 枚目	7 行目, 8 行目5 文字目ないし2 9 文字目, 9 行目7 文字目ないし9 文字目及び1 6 文字目以降並びに1 0 行目
	7 枚目	1 3 行目1 文字目ないし3 文字目及び1 0 文字目ないし2 1 文字目並びに右から1 1 文字目ないし3 文字目, 1 4 行目9 文字目ないし2 2 文字目及び右から9 文字目以降, 1 5 行目(2 文字目ないし9 文字目を除く)並びに1 6 行目
	9 枚目	6 行目1 文字目ないし6 文字目及び1 5 文字目ないし1 7 文字目並びに右から1 5 文字目ないし4 文字目, 7 行目2 文字目以降並びに8 行目
	1 1 枚目	7 行目(7 文字目ないし1 4 文字目及び1 8 文字目ないし2 3 文字目を除く), 8 行目(6 文字目ないし9 文字目を除く)及び9 行目
	2 4 枚目	1 3 行目1 文字目ないし3 文字目及び1 0 文字目

		ないし 1 9 文字目並びに右から 1 3 文字目ないし 5 文字目, 1 4 行目 7 文字目ないし 1 4 文字目及び 2 3 文字目以降並びに 1 5 行目
文書 1 7	2 枚目	6 行目 (右から 9 文字目及び 8 文字目を除く), 7 行目 (右から 2 1 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 0 文字目ないし 4 文字目を除く) 及び 8 行目 (4 文字目ないし 7 文字目を除く)
	4 枚目	7 行目 (右から 2 文字目以降を除く), 8 行目 (右から 6 文字目以降を除く), 9 行目 3 文字目ないし 5 文字目, 1 3 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 3 文字目以降並びに 1 0 行目
	5 枚目	1 3 行目 (3 文字目ないし 8 文字目並びに右から 6 文字目及び 5 文字目を除く), 1 4 行目 1 文字目ないし 5 文字目及び 9 文字目ないし 1 4 文字目並びに右から 1 6 文字目ないし 1 2 文字目及び 4 文字目以降, 1 5 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目を除く) 並びに 1 6 行目
	9 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 5 文字目ないし 4 文字目及び 1 文字目並びに 7 行目
	1 1 枚目	6 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 3 文字目を除く), 7 行目 (6 文字目及び 7 文字目を除く) 及び 8 行目
	3 3 枚目	1 3 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 0 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 2 文字目ないし 3 0 文字目, 1 4 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目及び右から 6 文字目以降, 1 5 行目並びに 1 6 行目
文書 1 8	3 枚目	6 行目 1 文字目ないし 6 文字目及び 1 5 文字目ないし 1 7 文字目並びに右から 1 4 文字目ないし 3 文字目, 7 行目 3 文字目以降並びに 8 行目
	5 枚目	7 行目 (7 文字目ないし 1 4 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 4 文字目を除く), 8 行目 (6 文字目ないし 9 文字目を除く) 及び 9 行目
	1 1 枚目	1 3 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 1 1 文字目ないし 2 0 文字目並びに右から 1 2 文字目ないし 4 文字目, 1 4 行目 1 5 文字目ないし 2 7 文字目及び右から 1 文字目, 1 5 行目 (2 文字目ないし

		16文字目を除く), 16行目並びに17行目
	13枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし3文字目及び11文字目ないし20文字目並びに右から12文字目ないし4文字目, 14行目15文字目ないし22文字目及び右から6文字目以降, 15行目並びに16行目
文書19	10枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から15文字目ないし4文字目, 7行目5文字目以降並びに8行目
	12枚目	7行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし23文字目を除く), 8行目(6文字目ないし12文字目を除く)及び9行目
	13枚目	手書き箇所を除いた13行目1文字目ないし3文字目及び10文字目ないし19文字目並びに右から13文字目ないし5文字目, 14行目14文字目ないし21文字目及び右から7文字目以降, 15行目並びに16行目
文書20	4枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から15文字目ないし4文字目, 7行目5文字目以降並びに8行目
	6枚目	7行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし23文字目を除く), 8行目(6文字目ないし12文字目を除く)及び9行目
	24枚目	13行目1文字目ないし3文字目及び10文字目ないし19文字目並びに右から10文字目ないし2文字目, 14行目18文字目ないし25文字目及び右から3文字目以降, 15行目並びに16行目
	27枚目	最上部を除いた7行目1文字目ないし3文字目及び17文字目ないし19文字目, 11行目8文字目ないし11文字目, 19文字目及び23文字目ないし25文字目並びに右から1文字目, 12行目(右から12文字目ないし8文字目を除く), 13行目(13文字目ないし21文字目を除く)並びに14行目
文書21	4枚目	6行目1文字目ないし6文字目及び15文字目ないし17文字目並びに右から15文字目ないし4

		文字目及び1文字目, 7行目(14文字目ないし18文字目を除く)並びに8行目
	6枚目	6行目(7文字目ないし14文字目及び18文字目ないし23文字目を除く), 7行目(6文字目及び7文字目並びに右から9文字目ないし5文字目を除く)及び8行目
	13枚目	13行目(4文字目ないし9文字目及び15文字目ないし32文字目を除く), 14行目(5文字目ないし12文字目並びに右から11文字目及び10文字目を除く), 15行目(5文字目ないし16文字目を除く)及び16行目